



9 国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係は？

この章では、「電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」に係る課税関係等について説明します。

1. 電気通信利用役務の提供に係る課税関係等

[1] 「電気通信利用役務の提供」とは

「電気通信利用役務の提供」とは、電気通信回線（インターネット等）を介して行われる電子書籍・広告の配信などの役務の提供をいいます。

また、**国外事業者**（注1）が行う「電気通信利用役務の提供」のうち、役務の性質や取引条件等から当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものを「事業者向け電気通信利用役務の提供（注2）」といいます。

[2] 「電気通信利用役務の提供」が国内取引であるかの判定基準

「電気通信利用役務の提供」については、役務の提供を受ける者の住所等が国内であれば、国内取引になります。（注3）

[3] 「事業者向け電気通信利用役務の提供」に係る課税方式（リバースチャージ方式）

① リバースチャージ方式とは

リバースチャージ方式とは、消費税の申告・納税義務を役務の提供を行った国外事業者ではなく、当該役務の提供を受けた（課税仕入れを行った）事業者に課す課税方式です。

② 対象となる取引

対象となる取引は、国外事業者が行う「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」です（これらを「特定資産の譲渡等」といいます。）。

事業者が国内で行った課税仕入れのうち「特定資産の譲渡等」に該当するものを「特定課税仕入れ」といい、当該「特定課税仕入れ」を行った事業者にリバースチャージ方式による申告・納税義務が課されます。（注4）（注5）

注1

「国外事業者」とは、所得税法に規定する非居住者である個人事業者及び法人税法に規定する外国法人をいいます。

注2

「事業者向け電気通信利用役務の提供」には、例えば、インターネットを介した広告の配信や、インターネット上でゲームソフトやソフトウェアの販売場所を提供するサービスなどが該当します。

注3

国内事業者の国外事業所等で受ける「事業者向け電気通信利用役務の提供」のうち国内以外の地域において行う資産の譲渡等にも要するものは国外取引に、国外事業者の国内の恒久的施設で受ける「事業者向け電気通信利用役務の提供」のうち国内において行う資産の譲渡等に要するものは国内取引とされています。

参照→特定役務の提供はP48

注4

納税義務は特定課税仕入れを行った時に成立します。

注5

リバースチャージ方式により申告する場合の具体的な申告書作成手順等についてはP31に掲載しているパンフレットをご参照ください。

1 消費税の仕組み

2 課税対象

3 非課税取引

4 輸出免税

5 納税義務者

6 納税義務の成立時期

7 課税標準

8 控除税額等の計算方法

9 国境を越えた役務の提供

10 端数計算

11 地方消費税

12 手続

13 納税地

14 届出等

15 帳簿の保存

16 国等に対する特例

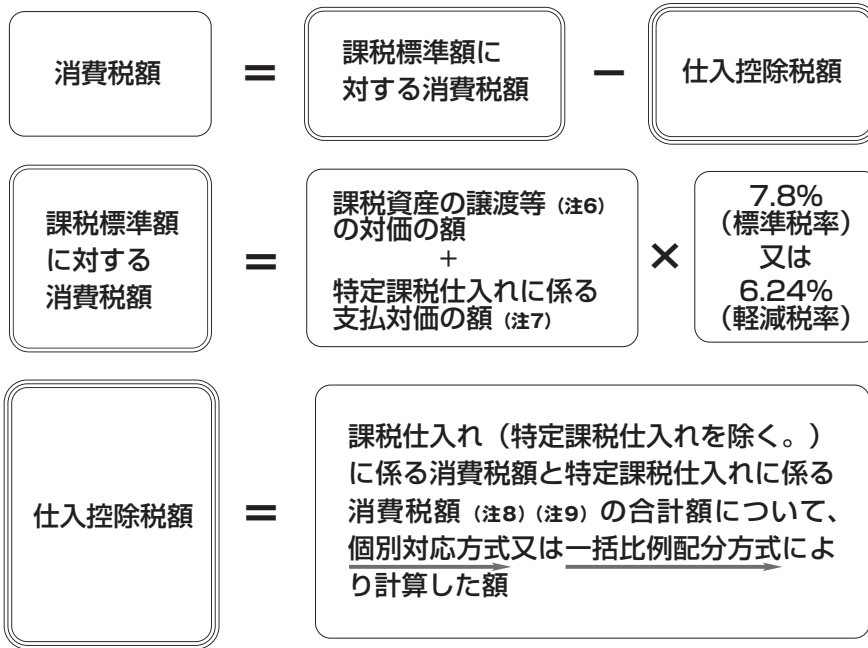
17 会計処理

18 適格請求書等保存方式

19 総額表示

[4] 特定課税仕入れがある場合の納付税額の計算方法

(リバースチャージ方式)



リバースチャージ方式は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満である事業者のみ適用されます。

その課税期間において、課税売上割合が95%以上の事業者や簡易課税制度が適用される事業者は、「事業者向け電気通信利用役務の提供」又は「特定役務の提供」を受けた場合であっても、経過措置により当分の間、その役務の提供に係る仕入れはなかったものとされますので、その課税期間の消費税の確定申告では、当該仕入れは課税標準額、仕入控除税額のいずれにも含まれません(リバースチャージ方式による申告は必要ありません。)

注6

特定資産の譲渡等(参照→P45)を除きます。

注7

免税事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」(特定課税仕入れ)であっても、当該役務の提供を受けた事業者において簡易課税制度の適用がなく、課税売上割合が95%未満であれば、リバースチャージ方式により申告・納税する必要があります。

注8

特定課税仕入れに係る支払対価の額には消費税等に相当する金額が含まれていませんので、 $\frac{7.8}{100}$ を掛けて算出します。

注9

課税仕入れを、特定課税仕入れの金額と特定課税仕入れ以外の金額とに区分して集計します。

参照→個別対応方式はP30
一括比例配分方式はP31

参照→特定役務の提供はP48



Q & A



Q 当社は免税事業者です。国外の事業者インターネットによる広告配信を依頼しています。この取引は「特定課税仕入れ」(事業者向け電気通信利用役務の提供)に該当しますが、申告等は必要ですか？

A 免税事業者は、課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れのいずれについてもその納税義務が免除されていますので、消費税の申告等を行う必要はありません。

[5] 「特定課税仕入れ」に係る帳簿及び請求書等の保存

課税仕入れ等に係る消費税額を控除するには、帳簿と請求書等の両方の保存が必要とされていますが、課税仕入れ等の税額が特定課税仕入れに係るものである場合には、法令に規定された事項が記載された帳簿の保存のみでよいこととされています。

この場合、帳簿にはP32の「帳簿の記載事項」に加え、「特定課税仕入れに係るものである旨」を記載する必要があります。

[6] 国外事業者から受けた「消費者向け電気通信利用役務の提供」に係る仕入税額控除の制限等（令和5年9月30日まで）

① 「消費者向け電気通信利用役務の提供」について

国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外のもの（このパンフレットでは便宜的に「消費者向け電気通信利用役務の提供（注10）」といいます。）については、当該役務の提供を行った国外事業者が申告・納税を行うこととなります。国内事業者が国外事業者から「消費者向け電気通信利用役務の提供」を受けた場合、当分の間、「登録国外事業者」から受けた「消費者向け電気通信利用役務の提供」のみ、仕入税額控除を行うことができます。

② 登録国外事業者制度について

「登録国外事業者」とは、「消費者向け電気通信利用役務の提供」を行う国外事業者の申請に基づき、国税庁長官の登録を受けた国外事業者をいいます。

なお、「登録国外事業者」は、国税庁ホームページで公表しています。

※令和5年10月1日から、登録国外事業者制度は、適格請求書等保存方式（インボイス制度）(P69)へ移行します。

ポイント

◎「消費者向け電気通信利用役務の提供」については、登録国外事業者から受けたもののみ仕入税額控除ができます。

③ 「消費者向け電気通信利用役務の提供」に係る帳簿及び請求書等の保存

「消費者向け電気通信利用役務の提供」について仕入税額控除の適用を受けるためには、P32に記載している帳簿及び請求書等の記載事項に加え、次の事項の記載が必要です。

帳簿：登録国外事業者の「登録番号」

請求書等：登録国外事業者の「登録番号」

「課税資産の譲渡等を行った者が消費税を納める義務がある旨」

※令和5年10月1日以降、仕入税額控除の適用を受けるためには、上記の帳簿及び請求書等に代えて、P73に記載のある帳簿及び請求書等の保存が必要となります。

注10

「消費者向け電気通信利用役務の提供」には、例えば、消費者に対しても広く提供されるような、インターネット等を通じて行われる電子書籍等の配信や、クラウド上のソフトウェアやデータベースを利用させるサービスなどが該当します。

1 消費税の仕組み

2 課税対象

3 非課税取引

4 輸出免税

5 納税義務者

6 納税義務の成立時期

7 課税標準

8 控除税額等の計算方法

9 国境を越えた役務の提供

10 端数計算

11 地方消費税

12 手続

13 納税地

14 届出等

15 帳簿の保存

16 国等に対する特例

17 会計処理

18 適格請求書等保存方式

19 総額表示

2. 特定役務の提供（国外事業者が国内で行う芸能・スポーツ等の役務の提供）に係る課税方式等

[1] 「特定役務の提供」とは

「特定役務の提供（注11）」とは、国外事業者(P45注1)が行う、映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業として行う役務の提供のうち、当該国外事業者が他の事業者に対して行うもの（不特定かつ多数の者に対して行う役務の提供を除きます。）をいいます。

注11

「特定役務の提供」には、例えば、国外事業者が対価を得て芸能人として行う映画、テレビへの出演、音楽家として行う演劇、演奏、職業運動家として行うスポーツ競技大会等への出場などが該当します。

[2] 納税義務者（リバースチャージ方式について）

国外事業者が国内で行う「特定役務の提供」については、「事業者向け電気通信利用役務の提供」と同様に、当該役務の提供を受けた事業者が「特定課税仕入れ」としてリバースチャージ方式により申告・納税を行うこととされています。（P45注4・注5）

さらに詳しく

国税庁ホームページに特集ページ「**国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について**」を開設しています。

詳しくは、特集ページに掲載している各種リーフレットやQ&Aをご参照ください。

国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等について
（国内事業者の届出書へ）

平成27年5月 発行
平成28年12月改訂
所轄税務等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）等により、消費税法の一部が改正され、消費税を課税されるサービスやサービスの提供を受ける事業者の課税関係の見直しが行われ、当該改正の適用を受けた事業者は納税義務が生じます。以下のリバースチャージ方式が導入されました。

改正の主なポイント

1 電気通信利用役務の提供に係る国内消費者の見直し
電子書籍・音楽・放送の配信などの電気通信（インターネット）を利用して行われる役務の提供を「電気通信利用役務の提供」と定義付け、原則として、その提供の相手方が納税義務を負うものとして扱われることになりました。従って、事業者が国内消費者に対して行われる役務の提供に際しては、当該事業者が納税義務を負うことになりました。

2 課税方式の見直し（リバースチャージ方式）の導入
電気通信利用役務の提供については、「事業者向け電気通信利用役務の提供」として課税の対象とされ、従来の課税方式（事業者が納税）から、事業者が納税義務を負った事業者が、当該役務の提供を受ける事業者へ納税を行うことになりました。このように、事業者が納税義務を負った事業者が、当該役務の提供を受ける事業者から当該役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行う、いわゆる「リバースチャージ方式」が導入されました。

3 国内事業者から国外事業者向け電気通信利用役務の提供に係る入税関係の見直し
電気通信利用役務の提供のうち、事業者が電気通信利用役務の提供を受けることになったサービスについては、原則として「事業者向け電気通信利用役務の提供」といいます。この場合、当該役務の提供を行った事業者が申告・納税を行うこととなりますが、国内事業者が当該役務の提供を受ける事業者から当該役務の提供を受けた事業者が申告・納税を行うこととなります。従って、当該役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行うこととなりました。

4 適用開始時期
「1」の改正は、平成27年10月1日から行われる課税関係の適用及び届出が行われる日から適用されます。

5 適用開始時期
国内事業者の届出申請は、平成27年11月1日から行うことができます。

国外事業者が行う芸能・スポーツ等に係る消費税の課税方式の見直しについて

平成27年5月 発行

所轄税務等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）等により、消費税法の一部が改正され、国外事業者が国内で行う芸能・スポーツ等の役務の提供について課税の課税方式が導入され、当該改正の適用を受けた事業者は納税義務が生じます。以下のリバースチャージ方式が導入されました。

1 特定役務の提供
国外事業者が行う、映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業として行う役務の提供のうち、当該国外事業者が他の事業者に対して行うもの（不特定かつ多数の者に対して行う役務の提供を除きます。）を「特定役務の提供」として扱われることになりました。

2 課税方式の見直し（リバースチャージ方式）の導入
「特定役務の提供」については、国外事業者が納税を行うことになりました。従って、国内事業者が「特定課税仕入れ」として、「リバースチャージ方式」により申告・納税を行うこととなります。

3 適用開始時期
平成28年4月1日以後に行われる課税関係の適用及び届出が行われる日から適用されます。